

## 中央西地区第一ブロック街づくり協定

(本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目)

### 1 目的

この協定は、中央西地区の街づくりを進めるにあたり、関係権利者(土地所有者、借地人、借家人)の理解と協力により、街づくりに必要な諸事項を定め、住民相互に厳守し新しい街づくりを図ることを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 建物の形態

##### ア 壁面の後退・1階の高さ

(単位:m)

路線名	1階の壁面後退	1階の高さ
本町渚線 伊勢町通り2.5m道路沿線	1.0	3.0以上
国府町本町線	1.0	2.7以上
松本駅本町線	1.0	2.7以上
松本駅北小松線	1.0	3.0以上

##### イ 建物の外観

###### (ア) 色彩

原色を避け、松本市都市景観条例による「大規模建築物等デザインマニュアル」を基調とする。

###### (イ) デザイン

通りの景観に配慮したものとする。

###### (ウ) 外壁材

通りの景観に配慮し違和感のある素材は使用しない。

##### ウ 看板・日よけ

###### (ア) 袖看板

個数 1建物1道路につき1個

出幅 壁面から1m以内

下限 歩道上3m以上、車道上は4.7m以上

位置 店舗正面の右側(本町通りは、店舗正面左側)

###### (イ) 軒下看板

個数 1建物1道路につき1個

下限 2.5m以上

形状 できるだけ商店街毎に統一

###### (ウ) 屋上看板

形状 「大規模建築物等デザインマニュアル」を基調とし横型とする。

###### (エ) 外壁看板

個数 1建物1道路につき1個

###### (店名看板)

大きさ 縦幅1m以内

- |          |     |   |
|----------|-----|---|
| (オ) 置き看板 | 個 数 | 1 建物 1 道路につき 1 個                                  |
|          | 位 置 | 後退(セットバック)部分または公道にはみ出さない私有地                       |
| (カ) 自立看板 | 個 数 | 1 建物 1 道路につき 1 個                                  |
|          | 位 置 | 後退(セットバック)部分                                      |
|          | 条 件 | 袖看板をつけた場合は、自立看板は設置しない。<br>高さは 10 m 以内とする。         |
| (キ) 日よけ  | 形 状 | できるだけ商店街毎に統一                                      |
|          | 位 置 | 歩道隣接 出幅 1.0 m 以内 高さ 2.5 m 以上<br>歩道なし 後退(セットバック)部分 |

#### エ シャッター・ショーウインドー

シャッターはできるだけシースルーとし、ショーウインドーのはできるだけ夜間照明を備える。

#### オ 共同建築の推進

土地の有効活用を図るため、できるだけ共同建築を進める。

#### (2) 建物の用途

1 階はできるだけ店舗とし、上階部にはできるだけ住宅を設ける。

#### (3) 業種転換・新規出店

業種転換は新規出店を計画する場合は、商店街の業種構成を魅力あるものとし健全な商品またはサービスの提供に努め、暴力団関係者は入れないようにする。

#### (4) 商店街の維持・管理

ア 各店舗前の歩車道の清掃、除草、歩行者のための除雪等は、関係権利者が責任を持って行い、対応が困難な場合は、町会等とすみやかに相談し、以後の解決を図る。

せせらぎの噴き出し口は、定期的に清掃を行い美化に努めるものとする。

歩道内の樹木等については灌水を行い、植栽の育成・維持管理に努めるものとする。

イ ゴミは、決められた時間に、決められた場所へ整然と出すようにし、来訪者に不快感を与えないようにする。

ウ 駐輪は、極力自用地内を利用するものとし、歩道の利用・通行に支障のないように整理し、放置自転車については街づくり委員会と協議し対処する。

エ 歩道(7.5 m, 4.0 m)は、歩行者のための潤いと安らぎかつ安全性を与える空間と位置づけ、歩道には車専用の出入り口を設けない街づくりを基本とする。(車の進入を必要とする場合は、事前に「街づくり委員会」と協議を行うものとする。)

オ 歩道上でのスケートボード等歩行者の往来に危険をもたらすもの及び、歩道破損の恐れのある用具の使用を禁止する。また、歩道内へのオートバイ乗車しての乗り入れは禁止する。

#### (5) 自動販売機の設置

自動販売機を設置しようとする場合は、事前に街づくり委員会に協議を行い、沿道景観に配慮するものとする。

(6) 後退(セットバック)部分の整備

後退(セットバック)部分は、公共歩道と同質のもので歩道と同一の高さで整備する。

3 隣地の相互使用

建物の建築等の場合には、隣接するものは相互に自己の土地の使用を認めるものとする。

4 協定の継続

この協定は、関係権利者が変わった場合にも、新たな権利者に効力を及ぼすものとする。

5 街づくり委員会

この協定を管理・実施するための機関として、商店街組織に街づくり委員会を置く。

6 協定の成立

この協定は、当ブロックの関係者権利者の8割の賛成をもって成立するものとする。

この協定の成立を証するため、下記の者が著名押印する。

協定日 平成14年5月1日